

## 編集後記

南山大学社会倫理研究所は来年度で設立三十周年を迎える。この約三十年の間に数多くの試みを行ってきたが、ここ数年間の研究所の活動の特徴の一つは現代世界における具体的な現実性を持つテーマに沿って研究プロジェクトを進めていくことである。二〇〇四年から「公正と平和」というタイトルで、日本の国際関係を主題化する研究プロジェクトを実施してきたが、それは憲法九条の改正が巷で話題となっていたのを受けて、憲法改正の是非に照明を当てることを目的とするプロジェクトであった。

更に二〇〇七年から、「公正と平和」研究プロジェクトから派生するような形で、「保護する責任」研究プロジェクトを開始した。これも社会が抱えている切実な問題に注目するためのプロジェクトであって、不祥事や巨大な人権侵害が起きている国に対して国際社会には何ができるのか、何をなすべきなのか取り上げるもの

である。これらの問題を、「公正と平和」研究プロジェクトは日本の国際関係および憲法改正論議に結び付けていたのに対して、「保護する責任」研究プロジェクトはそのような関連に限せず取り上げている。

本号は社会が抱えている切実な問題に関する新たな研究プロジェクトの発足を準備するためのプレシンポジウムの講演を特集において掲載している。それは二〇〇八年九月に開催された「ガバナンスと環境問題——自然と人間社会の調和を求めて」というタイトルのシンポジウムであった。本号特集の論文はそのシンポジウムの講演者がシンポジウムの議論を受けて原稿に加筆修正をしたものである。「ガバナンスと環境問題」研究プロジェクトは二〇〇九年度から本格的に始まる。

「保護する責任」研究プロジェクトの懇話会も二〇〇八年度に開催され、若手研究者二人を招聘して報告していただいた。その時の報告に基づいた論文一つは本紀要に論説（査読論文）として掲載している、清水奈名子氏によるものである。もう一つの報告は堀場明子氏によるもので、宗教間紛争のあった地域であるインドネシアのアンボンという現場に密着して行ってきた

調査の報告だった。その調査報告に基づいた考察は、研究ノートとして本紀要に掲載している。

さらに、社会倫理研究所は生命倫理もまた重要な課題として認識してきた。今回の論説コーナーにも、日本国内のリプロダクティブ・ライツの状況とそれに関する議論についての伊佐智子氏による論説（査読論文）を掲載している。

社会倫理の基礎のコナーでは、前回と同様に労働問題に注目し、ペーター・パウル・ミュラー＝シュミットの論文の山田秀氏による和訳「労働と余暇——新たな均衡を求めて」を掲載している。

今回は普通『社会と倫理』にない項目の一つ設けた。それは「文献紹介」という項目である。ここでは、バチカンから発行された二つの公文書を紹介している。一つは社会倫理研究所のシエゲル研究所員を中心に三年間にわたって和訳され、今年の六月に日本カトリック中央協議会から出版された『教会の社会教説綱要』である。この綱要は、一八九一年に発布された教皇回勅『レールム・ノヴァルム』をはじめ現代の社会問題に対応するために教皇庁が発行してきた公文書に現れる教えを体系的にまとめたも

のである。もう一つの紹介文献は、教皇庁生命アカデミーによって発行された文書の和訳である『着床前の段階のヒト胚——科学的側面と生命倫理的考察』であり、この和訳も日本カトリック中央協議会から出版されている。

書評については、前回に引き続き、当今の社会倫理に関わる研究動向を把握するべく、より多くの書物を紹介している。

執筆者、査読者、書評担当者、そして編集に様々な形で協力してくださった多くの方々にお礼を申し上げます。特に多くの時間を割いて編集作業にかかわってくださいました社会倫理研究所研究員鈴木真氏のご協力にお礼を申し上げます。鈴木氏の協力がなくては、本号は成立しなかったのです。

M・シーゲル